
税理士 無料公開講座シリーズ

Season 2

～ テーマ ～

『財務会計の理論体系』

ー財務諸表論の受験が初めての方へー

TAC税理士講座

平成21年9月26日

担当：渡辺 俊宏



資格の学校

TAC

Contents

1	はじめに		1
2	会社法会計・金融商品取引法会計		4
3	企業会計原則・新会計基準		9
4	概念フレームワーク		12

◆ 今回のテーマについて

今日、財務会計の準拠となる会計法規や会計基準は複雑な体系を成しています。そして、そのことが財務諸表論の学習を難しくしている要因の一つでもあります。

試験合格にはこれらの体系を整理・把握し、財務諸表論における理論の考え方の本質的な理解が必要になってきます。

本講座では、まずテーマ2で制度会計である会社法会計、金融商品取引法会計についてご紹介します。次にテーマ3で企業会計原則、新会計基準を紹介したうえで、制度会計との関係をみていきます。最後にテーマ4では、概念フレームワークについて紹介をしていきます。

本講座を通じて会計法規等の体系を理解し、併せてこれから学習する財務諸表論の理論体系の全体像を把握することで理論学習のスタートダッシュを決めましょう！

【 財務諸表論学習に必要な会計法規及び会計基準等 】

会 計 法 規 ・ 会 計 基 準 の 名 称	略 称
企業会計原則	企 原
企業会計原則注解	企 原 注 解
企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書	連 続 意 見 書
会社法	—
会社計算規則	計 規
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表等規則 または財規
「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項	財規ガイドライン または財ガイ
連結財務諸表原則・同注解（連結財務諸表に関する会計基準）	連 結 原 則 （ 連 結 基 準 ）
四半期財務諸表に関する会計基準	四 半 期 基 準
外貨建取引等会計処理基準・同注解	外 貨 基 準
リース取引に関する会計基準	リ ー ス 基 準
研究開発費等に係る会計基準	研究開発基準
税効果会計に係る会計基準	税 効 果 基 準
連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準	連結キャッシュ基準
金融商品に関する会計基準	金 融 基 準
退職給付に係る会計基準	退職給付基準
固定資産の減損に係る会計基準	減 損 基 準
企業結合に係る会計基準（企業結合に関する会計基準）	企業結合基準
自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準	自 己 株 基 準
貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準	純資産表示基準
株主資本等変動計算書に関する会計基準	変動計算書基準
ストック・オプション等に関する会計基準	ストック・オプション基準
棚卸資産の評価に関する会計基準	棚卸資産基準
工事契約に関する会計基準	工事契約基準
資産除去債務に関する会計基準	除去債務基準
財務会計の概念フレームワーク	概念フレームワーク

<X E>

◆ 1 制度会計

財務会計は、企業の財務内容に関する情報を外部の利害関係者に報告することを目的とする会計であるが、その報告が適切に行われず、誤った財務諸表が公表されれば、企業の財政状態や経営成績に関する利害関係者の判断を誤らせることとなり、多大な不利益を被らせることとなる。

そこで、利害関係者を適切に保護し、企業の状況に関する判断を誤らせることがないようにするために、特定の外部報告に対して法律上の規制を設けて、強制力をもたせているのである。この法律や規則のもとに行われる会計を制度会計といい、代表的なものとして会社法に基づく**会社法会計**と金融商品取引法に基づく**金融商品取引法会計**がある（この他に法人税法に基づく税務会計をあげることもできる。）。

◆ 2 会社法会計

(1) 制度の目的

会社法は、私法の一つとして、**企業をめぐる個々の経済主体の相互間の利害の調整を目的**として制定されている。したがって、財務会計のもつ利害調整機能、すなわち経営者・株主・債権者の間に存在する利害対立関係の調整は、主として会社法による会計を通じて遂行されることになる。

会社法の株主と債権者との間の利害関係の調整という制度の目的をそれぞれの利害関係者の立場から具体的に以下のように表現できる。

④ 債権者保護のための債務弁済力の保全

⑩ 株主保護のための受託資本の管理・運用状況の開示

上記④は最終的には、主に「分配可能額の算定」の規定に集約され、上記⑩は計算書類等の株主への開示の規定に集約されることになる。

(2) 規制の対象

会社法では「会社の設立、組織、運営及び管理については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。」と規定しており、また、会社について、「株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。」と規定していることから、規制の対象を**すべての会社**としている。

(3) 会計処理基準及び表示基準

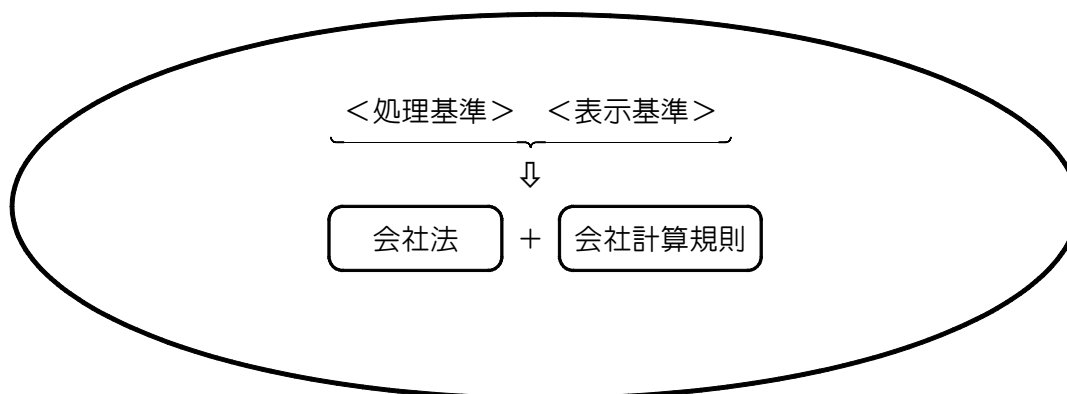
会社法会計では、「**会社法第二編第五章計算等**」及び「**会社計算規則第二編会計帳簿**」において、株式会社の**会計処理を規定**し、「**会社計算規則第三編計算関係書類**」において株式会社の計算における**表示を規定**している。

ただし、会社法は会社に関するすべての会計処理及び表示を規定しているわけではなく、また、すべての会社を規制の対象としているため、規定している事項についても選択の幅を設けている。したがって、会社法では、「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」と規定し、また、会社計算規則では、「この省令の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌しなければならない。」と規定している。

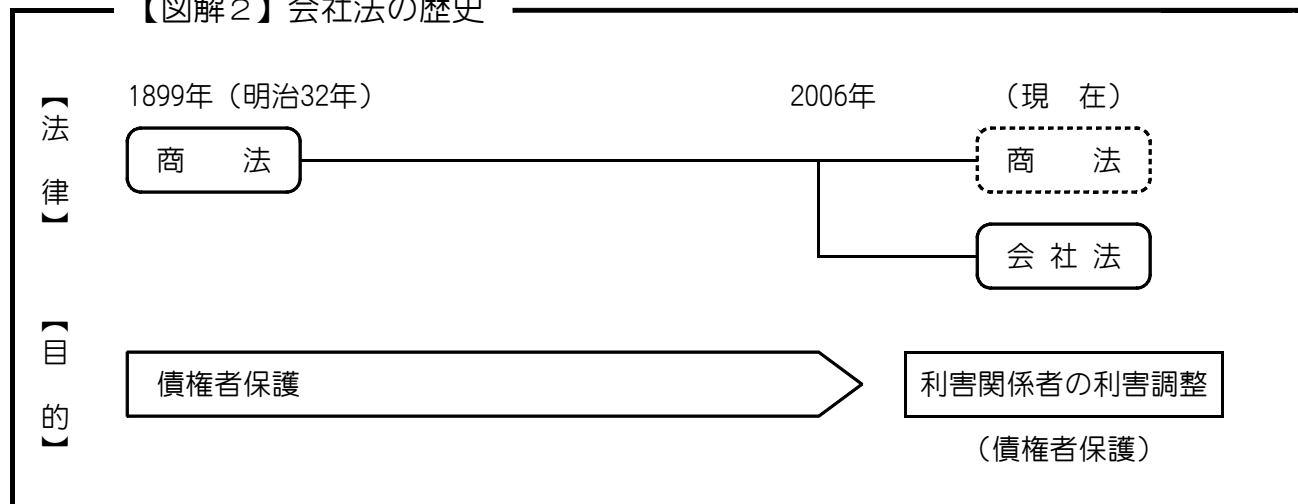
(4) 計算書類等の体系

会社法では、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。」と規定している。ここに、法務省令で定めるものとは「株主資本等変動計算書及び個別注記表とする。」と規定している。

【図解 1】会社法会計



【図解 2】会社法の歴史



◆2 金融商品取引法会計

金融商品取引法は、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十分な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的に制定されたものである。

(1) 制度の目的

金融商品取引法は、私的利害の相互調整を超えた国民経済全体の発展や調和を目的とした公法である。したがって、金融商品取引法では「この法律は、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に対し必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十分な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び**投資者の保護**に資することを目的とする。」と規定している。

この目的を達成するため、金融商品取引法は有価証券等の発行市場と流通市場のそれぞれについて、企業が投資者への情報提供のために作成・開示すべき書類を規定し、財務諸表をその主要な部分として位置付けている。したがって、証券市場等に対する情報提供機能は、主として金融商品取引法のもとで行われる財務会計を通じて遂行されることになる。金融商品取引法に基づいて行われる企業の財務情報の公表制度はとくに、企業内容開示制度又はディスクロージャー制度と呼ばれている。

金融商品取引法会計の「国民経済の健全な発展及び投資者の保護」という目的を達成すべく金融商品取引法では発行市場におけるディスクロージャー制度として有価証券届出書の提出、流通市場におけるディスクロージャー制度として有価証券報告書等の提出により投資者に情報提供すべきことを規定している。

(2) 規制の対象

金融商品取引法に基づく規制の対象は以下のとおりである。

- ① 1億円以上の株式・社債の募集又は売り出しを行い、又は行った会社
- ② 金融商品取引所に株式を上場している会社 など

したがって、規制の対象となるのは、**主に上場会社等**となる。

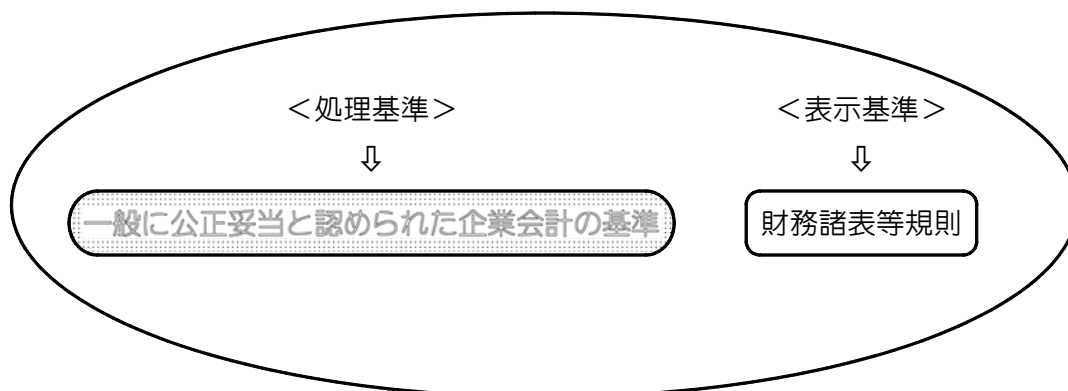
(3) 会計処理基準及び表示基準

金融商品取引法会計のもとで要求されている財務諸表については、会計処理・表示において準拠すべき基準が定められている。すなわち、**企業会計原則**や**金融商品に関する会計基準**などの**一般に公正妥当と認められた企業会計の基準**に従って会計処理を行い、財務諸表の表示については**財務諸表等規則**と略称される内閣府令を遵守することになる。

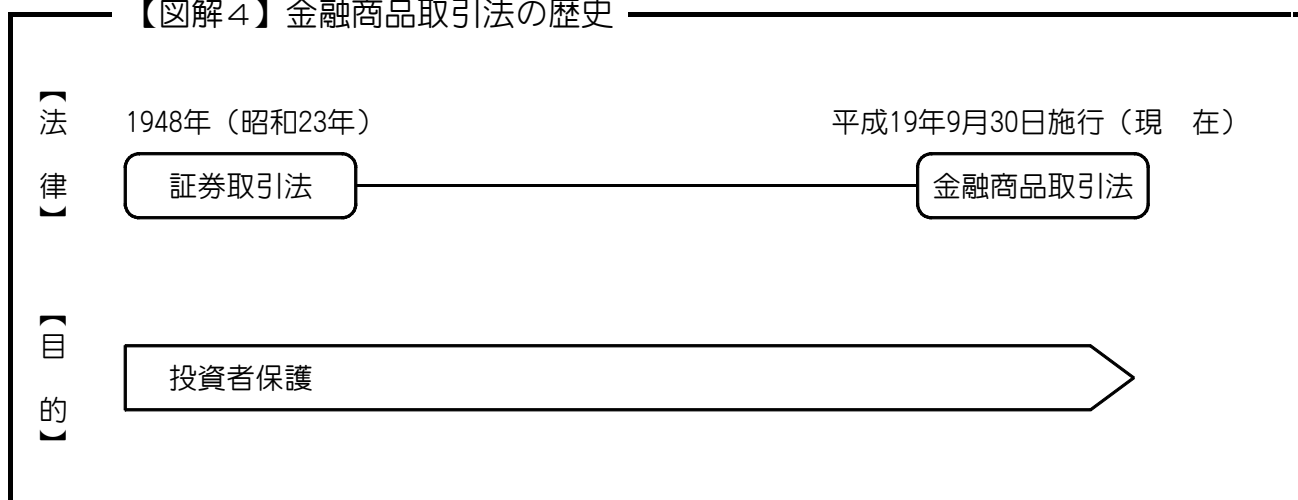
(4) 財務諸表の体系

財務諸表等規則では、「金融商品取引法のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表の用語、様式及び作成方法は…」と規定している。

【図解3】金融商品取引法会計



【図解4】金融商品取引法の歴史



【会社法会計と金融商品取引法会計の比較】

項 目	会社法会計		金融商品取引法会計
制度の目的	各種利害関係者の 利害関係 の調整 株主 と 経営者 の調整 株主 と 債権者 の調整		有価証券 の円滑な流通 投資者 を保護すべく有用な情報を提供
課 題	計算書類等 の開示	分配可能額 の確定	有価証券報告書 等の開示
規制の対象	すべて の会社		上場会社 等
処 理 基 準	会社法 の計算規定及び 会社計算規則		一般に公正妥当 と認められた企業会計の基準
表 示 基 準	会社計算規則 等		財務諸表等規則
財 務 諸 表 (計算書類等)の体系	① 貸借対照表 ② 損益計算書 ③ 株主資本等変動計算書 ④ 個別注記表 ⑤ 事業報告 ⑥ 附属明細書		① 貸借対照表 ② 損益計算書 ③ 株主資本等変動計算書 ④ キャッシュ・フロー計算書 ⑤ 附属明細表

◆ 1 企業会計原則

(1) 企業会計原則の設定目的

企業会計原則は、昭和24年に制定されたものであるが、その設定当時のわが国の企業会計制度は、欧米のそれに比較して改善の余地が多く、かつ、はなはだしく不統一であったため、企業の財政状態及び経営成績を把握することが困難な実情にあった。そこで、企業会計制度を改善統一し、国民経済の民主的で健全な発達に資することを目的に企業会計原則が設定されたのである。

この企業会計原則は、財務諸表論の理論の学習を行うに当たって中心となる規定であることから、企業会計原則の各規定を正確に確認すると同時に、その内容をよく理解することが、これからの財務諸表論の理論の学習内容を理解する上で重要なこととなる。

(2) 企業会計原則の特徴

企業会計原則は次のような特徴をもっている。

① 企業会計の実務の中に慣習として発達したものの中から、一般に公正妥当と認められたところを要約したものである。

よって、企業会計原則は法令等と同等の強制力はないまでも、すべての企業がその会計を処理するに当たって従わなければならない基準、すなわち、社会的規範としての性格をもつのである。

② 財務諸表監査の基礎となるものである。

公認会計士が監査を行う場合、その拠り所となる基準が企業会計原則である。

③ 企業会計諸法令の制定改廃にあたり尊重されなければならないものである。

前述の通り、企業会計原則は社会的規範としての性格をもつものであるため、**すべての企業が従わなければならない基準**となるものである。

この企業会計原則とその他の関係諸法令との間に大きな乖離が生じていた場合、何を基準に会計を行えばよいのか、混乱をきたすこととなる。そのため、企業会計に関する諸法令を制定改廃する際には企業会計原則を尊重すべきこととなるのである。

このように、企業会計原則は「実務の中に慣習として発達したもの」つまり会計慣習をそのベースとしていることから、会計実務に密着した実践上のルールとしての具体的な会計処理基準としての性格をもち、また、「一般に公正妥当と認められたもの」でなければならないことから、会計目的（投資者保護）から導き出される理論上のルールとしての性格をもっているため、今日の企業会計の拠り所ともいえるものである。

その企業会計原則は、①一般原則、②損益計算書原則、③貸借対照表原則により構成されており、企業会計にさまざまな要請を行っている。

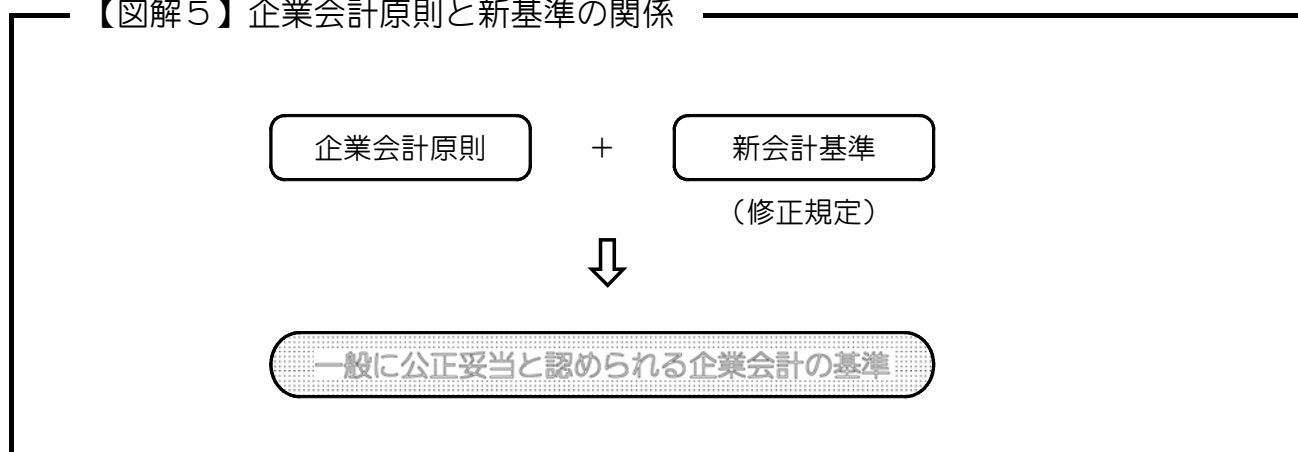
(3) 企業会計原則の制度会計における位置付け

企業会計原則は金融商品取引法会計の会計処理基準の一つとして位置付けられる会社法会計における会計処理基準は、会社法の計算規定および会社計算規則であるが、会社法および会社計算規則に規定がないものについて、また、会社法および会社計算規則の規定の解釈については、企業会計原則や「金融商品に関する会計基準」などの新会計基準等を考慮することとなる。よって、現在においては、企業会計原則や新会計基準等も会社法会計の会計処理基準として取り込まれていることとなるのである。

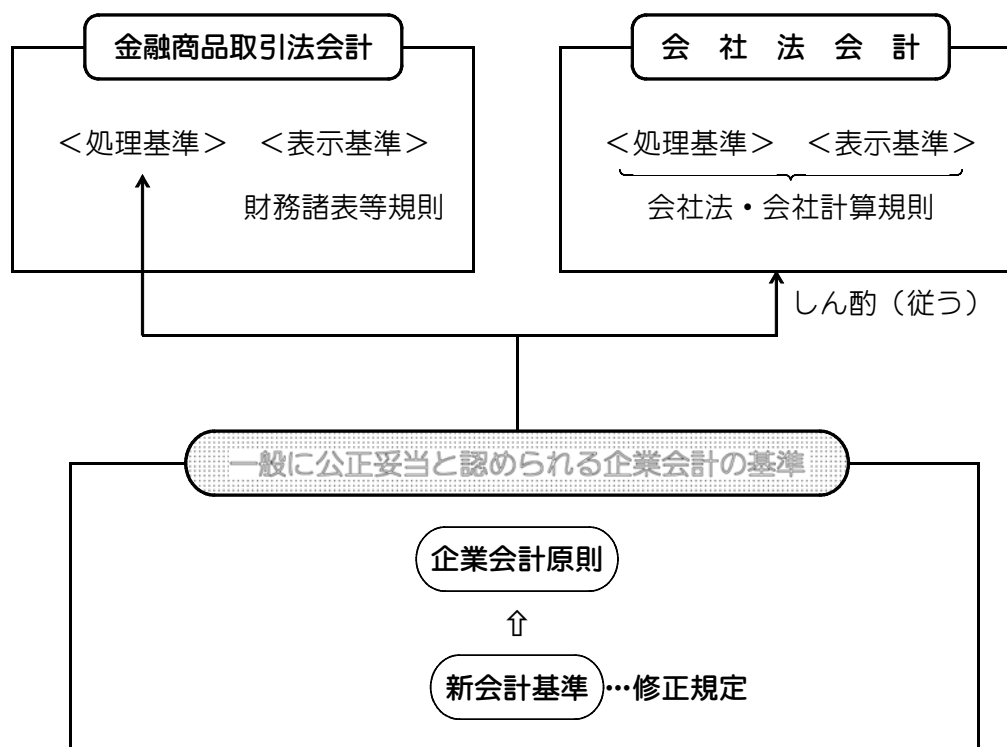
◆2 企業会計原則と新会計基準との関係

近年においては企業会計原則のほかに「金融商品に関する会計基準」や「退職給付に係る会計基準」など、様々な会計基準が数多く制定されている。いわゆるこれらの新会計基準は、企業会計原則の修正規定として位置付けられている。よって、新会計基準は、企業が会計を行う際に企業会計原則よりも優先して適用すべき基準として位置付けられることとなる。

【図解5】企業会計原則と新基準の関係



【図解6】 企業会計原則と制度会計の関係



◆ 概念フレームワークの概要

(1) 役割

概念フレームワークは、現行企業会計の基礎にある前提や概念を体系化したものであり、将来の基準設定に指針を提供する役割及び海外の基準設定主体とのコミュニケーションを円滑にする役割が期待されるものである。

① 将来の基準設定に指針を提供する役割

概念フレームワークには、主として2つの役割が期待されている。このうちの1つは、現行企業会計の基礎にある前提や概念を要約・整理（すなわち、現在の会計ルールを体系的に記述）し、そのことを通じて将来の基準設定に指針を提供することとされている。安定的な秩序を会計ルールの体系において実現するためには、新たな会計基準の設定に先立ち、会計ルールの体系に関する現状（いま何が社会的な合意とみなされているのか）の把握が不可欠といえる。この概念フレームワークには、これまで暗黙知とされてきた社会的な合意を明文化する役割が期待されているのである。

② 海外の基準設定主体とのコミュニケーションを円滑にする役割

概念フレームワークが公表される以前も、日本の会計ルールを支える基礎概念は存在し、会計ルールが全体として体系性を保持していたのは事実である。しかし、基礎となる前提や概念が明文化されていなかったため、諸外国の基準設定主体とのコミュニケーションの場で日本における会計ルールの体系を支える基礎概念や基本前提は、しばしば誤解を受けてきたことから、概念フレームワークのとりまとめに際しては、国際的に理解されるような形式での記述が制約条件として課され、コミュニケーションとして役立つことが期待されてきた。必要に応じて独自の主張を行うものの、それ以外の箇所においては、できるだけ記述面で調和を図っている。

現行企業会計の基礎にある前提や概念を要約・整理（体系化）すること



① 将来の基準設定に指針を提供する役割

② 海外の基準設定主体とのコミュニケーションを円滑にする役割

(2) 特徴

① 純利益の重視

概念フレームワークは、包括利益でもなく、ストックの評価額でもなく、純利益こそが会計情報の中心であるという伝統的なスタンスをあえて強調し、再確認している。その理由は以下の2つである。

㊦ 純利益の情報が意思決定にとって有用なものとして投資者に支持されている。

㊧ 包括利益の情報には、純利益を超える価値が今のところ確認されていない。

投資者は将来の不確実な成果を期待して、保有するキャッシュをリスクに曝し、その後もこの投資を継続するか清算するか意思決定を繰り返していく。その過程で将来の成果に対する期待は実績からのフィードバックによって改訂され続ける。この実績情報が純利益なのである。

② 収益費用アプローチと資産負債アプローチを使い分けている

収益費用アプローチか資産負債アプローチかという二項対立の構図がしばしば登場するがこれらはもともと両者の間のバランスによって基準の体系や変化を理解する道具であって、どちらか一方だけを適用して他を排除するものではない。両者が相対的なウエイトを変えながら個々の会計基準の中に並存している以上、むしろ重要なのは、両者の使い分けを決める首尾一貫した理屈である。したがって、本質的な概念に照らして両者を使い分けるのが、概念フレームワークの基本スタンスである。

(3) 体系

概念フレームワークは、先行する諸外国の概念フレームワークに準ずる形で、「財務報告の目的」、「会計情報の質的特性」、「財務諸表の構成要素」、「財務諸表における認識と測定」というセクションに分かれている。ここで注意すべきは、「会計情報の質的特性」以降のパートは、「財務報告の目的」を達成するための手段を記述したものと位置づけられることである。

